

改正

平成22年8月1日規則第91号

平成25年10月1日規則第57号

平成31年4月1日規則第19号

長浜米原休日急患診療所条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜米原休日急患診療所条例（平成21年長浜市条例第151号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(診療時間及び受付時間)

第2条 長浜米原休日急患診療所（以下「休日診療所」という。）の診療時間及び受付時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

診療時間	受付時間
午前9時から正午まで	午前8時30分から午前11時30分まで
午後1時から午後6時まで	午後0時30分から午後5時30分まで

(診療科目)

第3条 診療科目は、内科及び小児科とする。

(管理者)

第4条 市長は、休日診療所を管理するため、管理者を置く。

2 前項の管理者は、湖北医師会長の推薦する医師を市長が委嘱する。

(職員)

第5条 休日診療所に必要な職員を置く。

(取扱事務)

第6条 休日診療所において取り扱う事務は、次のとおりとする。

- (1) 診療に関すること。
- (2) 手数料その他の収入金の徴収に関すること。
- (3) 診療記録の保存及び統計に関すること。
- (4) その他診療業務に関して必要なこと。

(診療費用)

第7条 条例第5条第2項の規則で定める診療費用は、別表に掲げる額とする。

2 別表に掲げる診療費用以外の診療費用については、市長がその都度定める額とする。

(手数料)

第8条 条例第6条の規則で定める手数料は、長浜市診療所の使用料及び手数料規則（平成18年長浜市規則第68号）別表第3に定める額とする。

(委員会)

第9条 条例第8条に規定する長浜米原休日急患診療所運営委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 休日診療所の基本的運営方針に関すること。
- (2) 休日診療所の医療事故、災害補償その他診療上の諸問題の対策に関すること。
- (3) その他休日診療所の運営に係る重要な事項に関すること。

(委員会の組織)

第10条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 湖北医師会の代表者
- (2) 湖北薬剤師会の代表者
- (3) 救急病院の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 関係市の職員

(6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第11条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第12条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(専門部会)

第13条 委員長は、第9条に規定する所掌事務について必要があると認めるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

3 専門部会が決定した事項は、委員会の議事とすることができる。

4 委員長は、専門部会に学識経験者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第14条 委員会の庶務は、健康福祉部健康医療政策課において処理する。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

健康保険等診療報酬算定方法の適用を受けない場合の診療費用

種類	使用料及び手数料
健康保険及び老人保健の給付以外の診療行為	別に定める基準により市長がその都度定めた額
交通事故による自費扱いによるもの	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）別表第1医科診療報酬点数表並びに老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）別表第1老人医科診療報酬点数表に、1点単価15円を乗じた額
労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定の適用を受けるもの	滋賀労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額